



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

すまいのきずな

～自治会通信～

令和7年秋号(№18)

【発行】 J K K東京 公営住宅管理部 都営管理課

緊急時の安否確認連絡について

団地内にお住まいの方について、最近姿を見ない、連絡が取れない、新聞や郵便物が溜まっている、電気が付けっぱなし等、安否の確認が必要と思われる場合は、次のいずれかへ連絡をお願いします。

- JKK東京 お客さまセンター 0570-03-0072
(24時間利用可能)

または、

- 管轄の窓口センターの「自治会専用ダイヤル」
(平日9時～18時のみ連絡可能)



※自治会専用ダイヤルの電話番号についてご不明の場合は、
管轄の窓口センター都営相談係にお問い合わせください。

自衛消防訓練への参加要請について (外国語を話す居住者向け)

自衛消防訓練への参加を呼び掛ける案内を、日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語の4か国語で公社ホームページに掲載しています。

自治会等で自衛消防訓練を実施するにあたり、外国語を話す居住者へ訓練参加を呼び掛ける際などにご活用ください。

詳しくは、公社ホームページをご覧ください。

公社HPの
QRコード



○掲載例

じえいしょうぼうくんれん さんか

自衛消防訓練に参加しましょう



JKK Tokyo
JKK東京
JKK 도쿄

Participate in Fire Drills

请参加自卫消防训练

자위 소방 훈련에 참가하십시오

日本語／英語／中国語／韓国語

【自治会等の皆様へ】

この資料は、外国語を話す
居住者への訓練参加案内
等にご活用ください。

1 訓練はなぜ必要？／Why are these drills necessary?／为何需要训练?／훈련은 왜 필요할까요?

2 訓練に参加してください／Participate in drills／请参加训练／훈련에 참가해 주십시오

3 災害備蓄について／Disaster stockpiling／关于灾害储备／재해 비축에 대해

「共益費徴収事業」募集のお知らせ

募集期間：令和8年3月1日から令和8年6月30日まで

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっていることから、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

ここでは、令和9年4月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

1 都が徴収する共益費の範囲

以下の①～④のうち、自治会等が希望する項目を東京都が実施します。

- ①共用部分の電気・水道料金の支払い
- ②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③草刈り（年2回）、中低木の刈込・剪定（年1回）
- ④落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

【草刈り実施例】

（施工前）



（施工後）



2 主な申込条件

原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申込みが可能です。

（申込みにはお住まいのみなさまの同意が必要です）。

※ 各項目の金額については、事前の提示ができません（申込み後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますのでご確認ください。

3 募集案内の請求方法

- 募集案内を希望する場合は、本紙に同封している＜共益費徴収事業 資料請求はがき＞に必要事項を記入のうえ、郵送してください。ご郵送いただいた自治会等には、募集案内を令和8年2月以降、順次発送します。
- なお、郵送期限は令和8年5月31日までです。申込みには書類の準備などに時間を要しますので、＜共益費徴収事業 資料請求はがき＞はお早めに投函してください。

4 すでに共益費徴収事業を実施している自治会等のみなさまへ

現在の実施内容に項目追加や削除のご希望がある場合は、令和8年3月1日から同年6月30日までに申込みが必要です。

お問い合わせ

JKK東京 お客さまセンターへ

受付時間 9時～18時

（土日・祝日・年末年始は除く）

・ 本紙に関するお問い合わせ 都営管理課 都営事業推進係

・ 共益費徴収事業に関するお問い合わせ

都営管理課 共益費事業推進係

☎0570-03-0071（ナビダイヤル）

☎03-6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。